

# 山形県スキー連盟競技本部規程

(平成13年11月 3日制定)  
(平成14年 5月25日改定)  
(平成26年11月 8日改定)  
(平成27年10月 3日改定)  
(平成28年10月22日改定)  
(平成30年 9月30日改定)  
(令和 6年 7月27日改定)

第1条 山形県スキー連盟規約（以下「規約」という。）第13条に基づき山形県スキー連盟に競技本部を置く。

（任 務）

第2条 競技本部は競技スキーに関する全ての窓口となり、理事会答申のため次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 当面する競技スキー関係の事務処理
- (2) 各加盟団体との強化策を通じた連携
- (3) 競技大会並びに強化事業の原案資料作成
- (4) 選手強化事業の推進（特に、ジュニア強化の継続的な推進）
- (5) 諸競技会の公認・競技施設の認定・各種競技資格に関する事
- (6) 公認競技会に対する競技役員のパ遣等に関する事
- (7) フリースタイルスキー競技に関する事
- (8) スノーボード競技に関する事
- (9) マスターズスキー競技に関する事
- (10) エリジビリティに関する事並びに競技ルールの研究
- (11) 前各号の事業に関する収支予算の原案の作成
- (12) SAJ競技本部専門員の推薦（東北ブロック含む）
- (13) その他必要な事項

（組 織）

第3条 前条の任務を達成するため、次の各号に掲げる部及び委員会等を置く。

(1) アルペン部

① 技術委員会

- a 強化コーチ小委員会
- b 大会運営小委員会
- c セッター小委員会
- d 計算小委員会
- e マスターズ小委員会

(2) クロスカントリー部

- a 強化コーチ小委員会
- b 技術運営小委員会
- c ジュニア対策小委員会

(3) ジャンプ・コンバインド部

- a 強化コーチ小委員会
- b 大会運営小委員会
- c 飛型審判小委員会

(4) スノーボード・フリースタイルスキー部

- ① スノーボード小委員会
- ② フリースタイルスキー小委員会

2 前号のいずれにも該当しない任務は競技本部の会議において処理する。

（役員及び委員等）

第4条 競技本部に本部長・副本部長・総務部長及び前条の各部には部長・副部長・総務・委員を置く。

2 本部長・副本部長・総務部長は理事の中から会長が選任し、理事会で決定する。部長・副部長・委員は本部長が選任し会長が委嘱する。

3 前2項の役員及び委員等の任期は、理事の任期を準用する。

4 任期中、欠員または職務遂行に不都合の生じた場合は、適宜これを補充し交代することができる。

（会 議）

第5条 競技本部の会議は、必要に応じて競技本部長が招集する。

（内 規）

第6条 競技本部内規については、別にこれを定めることができる。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

## 附 則

1. 本規約は令和6年7月27日改正施行する。但し、第4条2は次回改選より適用する。